

岩野小学校「いじめ防止基本方針」

～一人一人が生き生きと輝く学校を目指して～

<もくじ>

- 1 本校のいじめ防止基本方針について
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止に向けての基本的な考え方
- 4 いじめへの対応
 - (1) いじめの未然防止の取組
 - (2) いじめの早期発見の取組
 - (3) 発見したいじめへの組織的な対応
 - (4) いじめ問題に取り組むための校内組織
- 5 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発
- 6 重大事態への対処

みんななかよし



水上村立岩野小学校

1 本校のいじめ防止基本方針について

水上村立岩野小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を受けて次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に取り組む。

いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分に理解できるようにしなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指している。

2 いじめの定義 ～いじめ防止対策推進法 第2条～

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

< いじめ防止のための5つの基本姿勢 >

- いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- いじめの早期発見のための様々な手段を講じる
- いじめの早期解決のために、該当児童の心身の安全を保障するとともに、学校内だけでなく教育委員会や関係機関と連携をして解決にあたる。
- 学校と家庭が連携して、事後指導にあたる。

4 いじめ防止への取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

- ① わかる授業づくり
 - ・基礎的・基本的事項の徹底指導
 - ・熊本型授業の充実
 - ・1単位時間の充実

- ② 学習訓練の徹底
 - ・「岩野っ子のやくそく」の徹底
- ③ 学級集団づくり
 - ・話し合い活動、学級会活動の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
- ④ 体験学習の充実
 - ・豊かな体験活動の設定
 - ・地域人材の活用
- ⑤ 児童会活動の充実
 - ・学校行事への積極的な参加
 - ・委員会活動の充実
 - ・縦割り班活動の充実
- ⑥ 人権学習・道徳教育の推進
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学級
 - ・「いじめ」の本質や構造の理解
- ⑦ 心を育む掃除指導
 - 「自問掃除のすすめ」
 - ～人間だけが持っている「3つの心のダイヤ玉」の育成～
 - ・発見玉 ・親切玉 ・粘り玉

(2) いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。あわせて、定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- ① 朝の会、帰りの会や授業中などの観察
 - ・出席をとるときの声、表情 ・健康観察、保健室等での様子
- ② 個人面談の実施
 - ・2学期に教育相談
- ③ 各種アンケートによる実態把握の実施
 - ・毎月の心のアンケート ・11月の心のアンケート
- ④ 児童理解（毎週金曜日の朝会）
 - ・各担任による学級の実態報告をもとに、全職員で共通理解・共通実践を図る。

(3) 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、いじめ・不登校対策委員会（校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭）が中心になり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、水上村教育委員会と連携を図り、多良木警察署と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。

＜いじめ問題の対処の流れと留意点＞

- ① いじめを発見した場合には、まず、被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ② 校長は、いじめの報告を受けた場合、「いじめ・不登校対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やいじめ不登校アドバイザー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤ 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について

て、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な処置をとる。

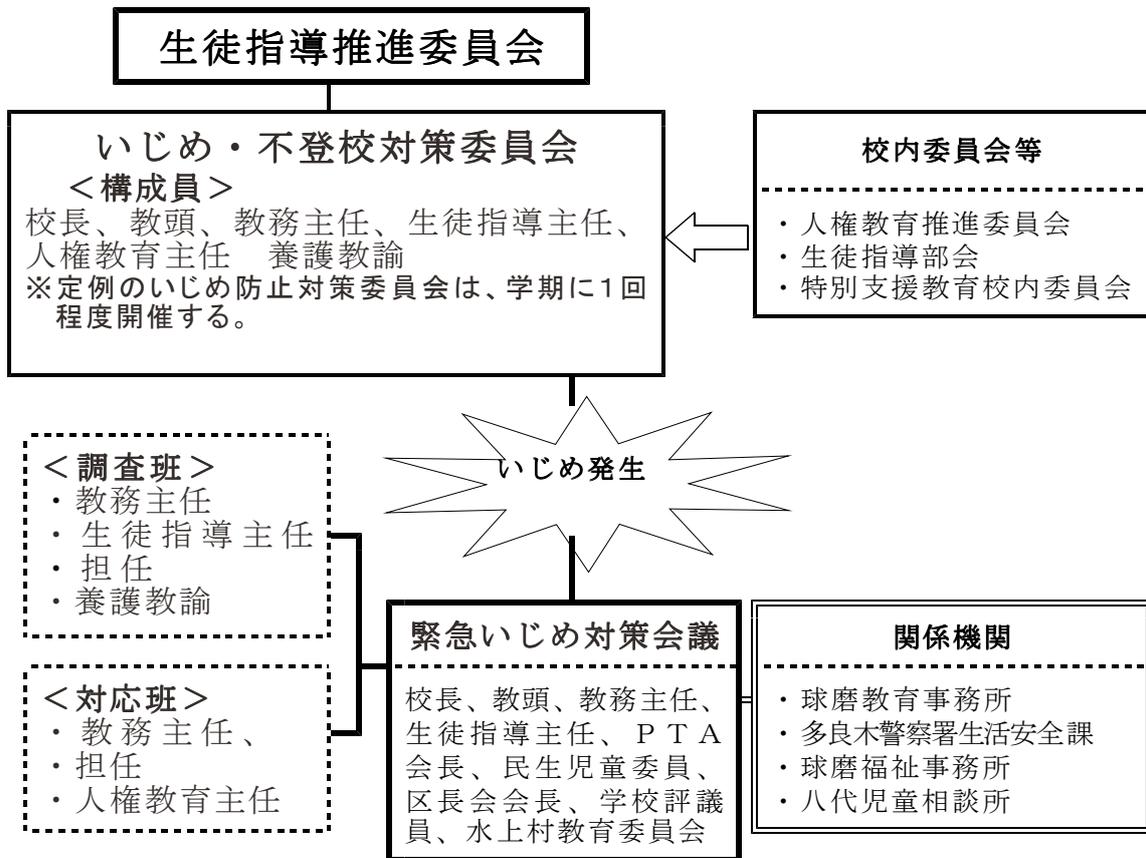
- ⑥ 校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。
- ⑦ いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

＜いじめへの具体的対応＞

- ① いじめのサインに気づいた場合
 - ・情報の共有化を図り、他の職員の協力を得る。
 - ・秘密の厳守を約束し、教育相談を行う。(担任)
 - ・「いじめ対策委員会」を立ち上げる。
 - ・学級活動等で、いじめに関する話題を取り上げるなど全体指導をする。
 - ・ふれあいの時間を大切に、居場所のある学級づくりに努める。
- ② 本人・保護者等から、いじめの訴えがあった場合
 - ・秘密の厳守を約束し、じっくり話を聞くなど安心感を与える。
 - ・本人の話を親身になって聞く(共感的対応)
 - ・いじめが解決するまでしっかり守り通すことを伝える。
 - ・基本的には、本人の了解を得てから事実関係の究明にあたる。
 - ・担任、学校に何をしてもらいたいのかを確かめながら共に考える。
 - ・特に、保護者の訴えにたいしては、担任外に生徒指導主任や管理職も同席する。
- ③ いじめ現場を教師が直接発見した場合(すぐに事実関係を明らかにする)
 - ・いじめを制止し、関係児童全員をその場に残す。
 - ・必要に応じて他の教師の応援を求め、その場でしていたことを具体的な行動や言葉で把握するなど、事実確認をする。
 - ・その日のうちに、関係児童個々に教育相談を行い、再度事実確認をする。
- ④ いじめていた児童・保護者への対応
 - ・保護者を召喚し、いじめの概要について説明し理解を求めるとともに、今後の家庭教育の在り方等について改善を求める。
 - ・いじめていた児童に対して反省を促し自らの行為の責任を自覚させるとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別のかかわりを継続する。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、該当児童が二度といじめを起こさないよう継続的に指導する。
 - ・該当児童の安心・安全と健全な人格の発達に配慮し、複数教員による見守り、別室での指導などを行う。
 - ・専門機関による教育相談の活用
- ⑤ いじめられていた児童・保護者への対応
 - ・保護者宅を訪問し、いじめの概要について説明し、謝罪する。
 - ・二度とこのようないじめがないよう指導の徹底を図ることを約束する。
 - ・いじめられたいた児童に対しては、こころのケアに努めるとともに、安心して学校生活等が送れるよう守ることを約束する。
- ⑥ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・当事者の関係修復を経て、傍観者もまたいじめを生む立場にあることを自覚させ、好ましい集団活動を取り戻すことの重要性を認識させる。「止められなくとも、誰かに知らせる」「はやし立てるなどの同調は、いじめに加担する行為である」等
- ⑦ ネットいじめの対応
 - ・ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ不登校対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに多良木警察署に通報し、適切に援助を求める

(4) いじめ問題に取り組むための校内組織



5 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動を取るための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止についても効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

<教職員の研修の充実>

本校のいじめ防止基本方針を活用した校内研修を実施し、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めることが必要である。そのためには、以下のような研修に取り組む。

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした体験型研修
- ・具体的な事例研
- ・年間を通しての計画的な研修
- ・OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）による研修

※OJTとは、先輩が後輩に対して具体的な仕事を通して必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導して全体的な技量を育成する活動

<保護者への啓発>

いじめは、学校内だけでなくどこでも起こりうるものである。学校と保護者との共通理解のもと、取組をしていかななければならない。また、ことある毎に啓発をしていく必要がある。以下のような場面で啓発を行う。

- ・行事等での啓発
- ・P T A研修での啓発
- ・学校便り
- ・学級通信による啓発
- ・その他

6 重大事態への対応

(1) 重大事案の発生と調査

① 重大事案とは

- ア、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を背負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日を目安とする。
 - 30日未満であっても、一定期間連続して欠席している場合
- ウ、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - 学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたものも該当する。

② 重大事案が発生した場合の報告等

- 水上村教育委員会を通じて、球磨教育事務所へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し速やかに調査等の措置を講ずる。

③ 調査を行うための組織

- 「いじめ不登校対策委員会」を母胎として、当該重大事態の性質や様態に応じて、適切な専門家を第三者に加え、公平性・中立性を確保する組織をつくる。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめ行為が、いつ頃から、誰から、どのようにおこなわれたのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの次時関係を明確にする。

⑤ 留意事項

- 重大事態が発生した場合、関係した児童が深く傷つき、他の児童や保護者・地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。児童や保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努め、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及び保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童の保護者に対して、適時、適当な方法で経過を報告する。他の児童のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報には十分配慮するとともに、アンケート調査を行う場合、その結果をいじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に説明する。

② 調査結果の報告

- 調査結果については、水上村教育委員会を通じて球磨教育事務所に報告する。